

改 正 案	現 行
<p>令第百二十九条の二の七の規定に基づく地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の設置及び構造の基準</p> <p style="text-align: center;">昭和四十年十二月十八日 建設省告示第三千四百十一号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百二十九条の二の七第一号から第三号までの規定に基づき、冷却塔設備の構造方法、冷却塔の構造に応じた建築物の他の部分までの距離及び建設大臣の定める温度を次のように定める。</u></p> <p>第一 <u>令第百二十九条の二の七第一号の規定に基づき冷却塔設備の主要な部分について防火上支障がない構造方法は次の各号の一に該当する構造としなければならない。</u></p> <p>一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」という。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を難燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化ビニル板（日本工業規格A-321に規定する難燃三級のものに限る。）又はこれと加熱による変形性、燃焼性及び排気温度特性について同等以上の材料（以下</p>	<p>地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の構造の基準及び防火上支障のない構造</p> <p style="text-align: center;">昭和四十年十二月十八日 建設省告示第三千四百十一号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百二十九条の二の四第一号及び第二号の規定に基づき、地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の構造の基準及び防火上支障のない構造を次のように定める。</u></p> <p>第一 <u>冷却塔設備は、昭和五十六年建設省告示第千百一号第一及び第二に定めるところによらなければならない。この場合において「屋上水槽等」とあるのは、「冷却塔」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第二 冷却塔設備の主要な部分を不燃材料以外の材料で造る場合は、次の各号の一に該当する構造としなければならない。</p> <p>一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」という。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を不燃材料、準不燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化ビニル板その他これらに類する材料で昭和四十五年建設省告示第百一号の第一に規定する防火性能を有する材料であるもので造り、その他の主要な</p>

11

「難燃材料に準ずる材料」という。)であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの

二 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの(難燃材料に準ずる材料で造つたケーシングの表面を準不燃材料でおおつたものを含む。)で次のイ及びロに該当するもの

イ 冷却塔の容量が七百五十冷却トン以下(冷却塔の容量が七百五十冷却トンをこえる場合において、その内部が、容量七百五十冷却トンにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。)であるもの

ロ ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

三 ケーシングを難燃性の材料で造つたもので、冷却塔の容量が百冷却トン以下であるもの

第二 令第二百二十九条の二の七第二号の規定に基づく距離は、次に規定する冷却塔設備において、当該冷却塔設備から他の冷却塔(当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が設けられているものを除く。)までにあつては二メートルと、建築物の開口部(建築基準法施行令第九条に規定する防火設備が設けられている場合を除く。)までにあつては三メートルとする。

一 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを難燃材料の準ずる材料で造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの

二 冷却塔の容量が五百冷却トン以下(冷却塔の容量が、五百冷却トンをこえる

部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの

二 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの(昭和四十五年建設省告示第百一号の第一に規定する防火性能を有する材料で造つたケーシングの表面を不燃材料又は準不燃材料でおおつたものを含む。)で次のイ及びロに該当するもの

イ 冷却塔の容量が七百五十冷却トン以下(冷却塔の容量が七百五十冷却トンをこえる場合において、その内部が、容量七百五十冷却トンにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。)であるもの

ロ ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

三 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを昭和四十五年建設省告示第百一号の第一に規定する防火性能を有する材料で造り、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもので次のイから二までに該当するもの

イ 冷却塔の容量が五百冷却トン以下(冷却塔の容量が、五百冷却トンをこえ

場合において、その内部が、容量五百冷却トンにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。)であるもの

三 ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

第三 令第二百二十九条の二の七第三号の規定に基づき建設大臣が定める温度は二六〇度とする。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

る場合において、その内部が、容量五百冷却トンにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。)であるもの

ロ 冷却塔が二以上ある場合においては、冷却塔相互の間隔が二メートル以上であること。ただし、防火上有効な隔壁が設けられている場合は、この限りでない。

ハ ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

ニ 建築物の開口部から三メートル以上離れていること。ただし、当該開口部に建築基準法施行令第九十九条第一項に規定する防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

四 ケーシングを難燃性の材料で造つたもので、冷却塔の容量が百冷却トン以下であるもの